

# 滋賀短期大学附属高等学校 「保護者と教師の会」 会則

## 第1章 名称

第1条 この会は、滋賀短期大学附属高等学校「保護者と教師の会」と称し、その事務所を滋賀短期大学附属高等学校内におく。

## 第2章 目的

第2条 この会は、滋賀短期大学附属高等学校の生徒の心身の健全な発達とその福祉の増進を図るとともに、会員の教養を高め、保護者と教師が協力して教育の充実と振興を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡に関する事。
- (2) 教育問題に関する研究と、調査に関する事。
- (3) 学校の施設および設備の充実に関する事。
- (4) 生徒の保健衛生、その他福祉の増進に関する事。
- (5) 授業参観ならびに生徒教育上の懇談を行うなど、生徒指導並びに進路指導の協力に関する事。
- (6) 研修会などを開催して会員相互の研修と親睦を図る事。
- (7) 教職員の研修に協力し、援助する事。
- (8) 生徒および会員の慶弔に関する事。
- (9) 生徒の健全な育成を図るため、文化、体育等の活動に援助をすること。
- (10) その他、教育上必要と認める事。

## 第4章 組織

第4条 この会の会員は、滋賀短期大学附属高等学校に在学する生徒の保護者ならびに本校の教職員とする。また、特にこの会の趣旨に賛同し入会を希望する者は、役員会の承認を得て会員となることができる。

第5条 この会に次の役員をおく。

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| (1) 会 長                | 1名 (保護者)      |
| (2) 副会長                | 3名 (保護者)      |
| (3) 監 事                | 2名 (保護者)      |
| (4) 青少年育成、研修、広報各委員会委員長 | 各1名(保護者)      |
| (5) 評議員                | 若干名(保護者及び教職員) |
| (6) 顧 問                | 2名 (教職員)      |
| (7) 会 計                | 2名 (教職員)      |
| (8) 庶 務                | 2名 (教職員)      |

第6条 この会の役員の選出方法および任期は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事および委員会の委員長は評議員のうちから、その互選によって選任する。
- (2) 評議員は会員のうちから選出する。
- (3) 顧問は校長と副校長または教頭をもってあてる。
- (4) 会計、庶務は教職員のうちから校長の推薦により会長が委嘱する。
- (5) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、総会および役員会を召集し、その議長となり、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。また担当する委員会に会長にかわり助言と補佐を行う。
- (3) 監事はこの会の会計の監査を行う。
- (4) 委員長は委員会を統括し、諸活動を推進する。
- (5) 評議員は役員会の構成員としてこの会を運営する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じる。
- (7) 会計はこの会の予算に関する事項およびこの会の経理にあたる。
- (8) 庶務はこの会の行事を記録し、他に属しない事務を処理する。

## 第5章 会議

第8条 この会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 本部役員会
- (4) 各委員会

第9条 総会は年1回以上開催する。ただし総会を開くことが困難な場合は役員会をもって総会に代えることができる。

- 2 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。また、委任状による出席はこれを有効とする。
- 3 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、この会則の改正について出席者の3分の2以上の同意をもって議決するものとする。また、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 役員会は年2回以上開催しこの会の会務を審議決定する。

- 2 役員会は役員者の過半数の出席をもって成立する。また、委任状による出席はこれを有効とする。
- 3 役員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条 本部役員会は評議員を除く役員で構成し、必要に応じ会長が召集する。

第12条 各委員会は次の活動を行う。

- (1) <青少年育成委員会>  
学生としての本分をわきまえて健康で規律正しい学生生活を育成および指導することを目的とする。

(2) <研修委員会>

会員の相互の親睦と親としての自覚、研鑽をたかめることを目的に事業を行う。

(3) <広報委員会>

年数回のPT通信を発行し会の運営、学校の状況、お知らせなどの広報活動を行う。

## 第6章 会計

第13条 この会の経費は、会費、入会金、寄付金その他の雑収入をもってこれにあてる。

第14条 会費は年8,000円とし、入会金は1,000円とする。

第15条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 附則

### 附則1

この会則は昭和41年4月1日から実施する。

昭和47年5月21日 一部改正

昭和49年5月27日 一部改正

昭和56年12月5日 一部改正

平成2年2月10日 一部改正

平成12年2月5日 一部改正

平成15年2月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正(校名変更)

### 附則2

#### 慶弔規定

1 会員死亡のとき 10,000円

2 生徒死亡のとき 10,000円

3 本規定に定めない事項については、会長と副会長で協議し決定する。